

大阪医科薬科大学
教職員各位
学生各位

大阪医科薬科大学
学長 佐野 浩一

【2022 年度 第 17 報】新型コロナウイルス感染拡大防止のための基本方針及び
教職員・学生の行動指針について
(対象期間：2022 年 6 月 1 日～6 月 30 日)

依然として新型コロナウイルス感染症の流行が続いており、感染防止策が必要であるため、第 17 報を以下のとおり適用します。対象期間は 6 月 1 日～6 月 30 日とします。

基本的大学共通事項

1. 正課活動について

講義と演習については、面接授業と遠隔授業を併用して行います。実習については、原則として面接で行います。具体的な講義、演習及び実習については、各キャンパスよりお知らせします。

2. 正課外活動等について

＜医療機関等における実習中の学生及び近日中に実習を控える学生（期間は各学部の指示に従う）＞
大阪医科薬科大学病院の医療従事者に求められる自粛に準じます。

①自習室について

人数を制限し、毎日入れ換えとします。

②会食等について

添付の『大阪府からの府民等への要請(5 月 23 日から当面の間)』の内容に従ってください。加えて、
個食、黙食に努めてください。

③クラブ活動について

クラブ活動への参加を禁止します。

上記に反する行為・行動が原因となり、医療機関等でクラスターが発生した場合、または③に反した場合には、クラブの活動を停止し、当該学生は大阪医科薬科大学学生等懲戒規程による処分の対象とすることがあります。

＜医療機関等における実習中でない学生＞

①自習室について

人数を制限し、毎日入れ換えとします。

②会食等について

添付の『大阪府からの府民等への要請(5 月 23 日から当面の間)』の内容に従ってください。

③クラブ活動について

感染防止計画を提出し、各学部の方針に従って、節度をもって活動してください。

3. 学生のアルバイトについて

以下の条件を満たし、感染予防に十分留意することを前提に、期間中の学生のアルバイト等への従事を許可します。

①感染リスクが高い施設ではない

②三密回避、マスク着用、社会的距離、手洗い等必要な感染拡大対策が実施されている

③アルバイト等による収入を生活費(遊興費を除く)や学費・書籍代等に充当する必要がある

- ④感染した場合、追跡可能な方策(新型コロナウイルス接触確認アプリ”COCOA”等を使用)を取っている
- ⑤やむを得ないと判断された状況以外での新型コロナウイルス感染による入院や自宅隔離などに伴う不利益は自己責任となることを理解している

4. 学生の健康管理について

- ①新型コロナウイルスワクチンの積極的な3回接種をお勧めします。
- ②毎日、体温測定、体調チェックを行い、発熱(37.0度以上、または平熱+0.5度以上)、鼻水、咳、咽頭痛、倦怠感などの症状がある場合は登校せず、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に電話連絡してください。なお、学校医と相談のうえ、病院職員外来の受診や、PCR検査を行う場合があります。
- ③新型コロナウイルス感染者と診断された時、みなし陽性者又は濃厚接触者と判断された時の対応
新型コロナウイルス感染者、みなし陽性者、あるいは濃厚接触者となった場合は、ワクチン接種の有無に関わらず行政の指示に従って登校停止・再登校となります。その場合、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に必ず報告をしてください。なお、本部キャンパスの学生は、同じ敷地内に大学病院があるため、再登校前にPCR検査を行い、学部長と学校医が再登校の判断をする場合があります。
- ④同居家族・友人が新型コロナウイルス感染者と診断された時、濃厚接触者に認定された時の対応
登校せず、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に必ず報告をしてください。
- ⑤地域によって感染者および濃厚接触者への対応方針が異なる場合がありますので注意してください。行政からの指示が迅速に得られないことがありますので、各キャンパスの担当部署に積極的に相談してください。
- ⑥マスク着用については、本学学生・職員は、医療従事者や臨床実習生との接触がありますので、国等のマスクコードが出されるまでは、学内外問わずにマスク着用を必須とします。
また熱中症予防に十分注意し、こまめな水分補給を心がけ、自らが医療従事者あるいはそれに準ずる者であることを自覚して行動してください。

5. 教職員及び学生の海外渡航について

海外渡航は、外務省及び相手国の指示に従うこととし、事前に学長(教員・大学職員)、または病院長(病院職員)の許可を得てください。なお、学生は各学部長、学長の許可を得てください。また、海外から帰国した者は、検疫所の指示に従うこととし、違反した場合は処罰の対象とします。

6. 学会、研修会及び勉強会等について

下記①～④の通りとしますが、加えて、開催地となる都道府県の指示に従ってください。

①会場として本学の講義室や教室を利用する学会、研修会、勉強会等について

以下の事項を遵守してください。

- ・十分な感染対策を講ずること
- ・会食を伴わないこと
- ・会場の収容定員の50%程度の参加者数であること
- ・事後に参加者の名簿とワクチン接種歴の有無(証明書等は不要)を提出すること

②学外で開催される学会、研修会及び勉強会等への出席について

5月25日にグループウェアに掲載した「本学教職員の学会等出張の取扱について」を確認してください。

③学外からの見学者及び実習者について

原則として、新型コロナウイルスワクチン3回接種済、または抗原検査かPCR検査陰性であることを条件とします。

④他学への講師派遣について

他学への講師派遣については、先方の方針に従い、感染対策を徹底して行うことを条件に認めます。

7. 図書館について

開館時間及び自習のための利用については、各キャンパスよりお知らせします。

以上、基本的大学共通事項を示します。なお、各学部・各研究科で決定する事項については、ユニバーサル・パスポートから配信するそれぞれの学部長・研究科長の指示に従ってください。

※この基本方針は5月30日現在のものであり、今後の社会情勢の変化や本学関係者に新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者等が発生した場合は、当該基本方針を遅滞なく見直す場合があります。

基本方針の変更時は、随時、ホームページやユニバーサル・パスポートで周知します。

以 上

- 1 区域 大阪府全域
- 2 要請期間 令和4年5月23日から当面の間
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)
- 3 実施内容 次ページ以降のとおり

3 実施内容

①府民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- 感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
 - 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
 - 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること）
 - 高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に宿泊療養施設において療養すること ※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
-
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること
 - 会食を行う際は、以下のルールを遵守すること
・ゴールドステッカー認証店舗を推奨 ・マスク会食※の徹底 ※疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること
 - 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること

②高齢者施設への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

- 面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること）
- 入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3日に1回）を実施すること
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

③医療機関への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと
- 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること

④大学等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
 - ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
 - ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

⑤経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

⑥ イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者等に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率 ※2	100% ※4	大声なし：100%、大声あり：50% ※5

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと

- ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む
- ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
- ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
- ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
- ※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることが条件とする

⑦施設について（府有施設を含む） 飲食店等への要請（第24条第9項に基づく）

対 象 施 設

【飲食店】

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

【遊興施設】

キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【結婚式場等】

飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

- 同一グループ・同一テーブル4人以内
（5人以上の入店案内は控えること）
- 利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）

施設の種類	内 訳	働きかけ内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ 【その他】 （法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

概 要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

対 象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

・手指消毒の徹底

・食事中以外のマスク着用の推奨

・換気の徹底、CO2センサーの設置

・症状のある従業員に対する

「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨

・コロナ対策リーダーの設置 等

問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-7178-1371

開設時間：平日9時30分～17時30分



特措法に基づく要請等コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定